

平成30年2月21日 第1回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成30年2月21日（水）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 30 年 2 月 21 日（水）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 30 年第 1 回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	会期の決定	
2	議 案 第 1 号	平成 29 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 補正予算（第 2 号）	
3	議 案 第 2 号	平成 30 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 予算	
4	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成30年第1回定例会会議録

1. 開 会 平成30年2月21日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)

1 番	堤 幸子	(枚方市議会)
2 番	岡沢 龍一	(")
3 番	中武 貞勝	(")
4 番	千葉 清司	(")
5 番	藤田 幸久	(")
6 番	梶本 孝志	(寝屋川市議会)
7 番	池 真一	(")
8 番	中林 和江	(")
9 番	井川 晃一	(")
10 番	森本 勉	(四條畷市議会)
11 番	岸田 敦子	(")
12 番	藤田 茉里	(交野市議会)
13 番	雨田 賢	(")

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者	北川 法夫	(寝屋川市長)
副管理者	伏見 隆	(枚方市長)
副管理者	東 修平	(四條畷市長)
副管理者	黒田 実	(交野市長)
会計管理者	中村 貴次	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	松村 泰則	(兼務)
課長代理	園田 一博	
係長	小西 仁志	(兼務)
主査	岡本 次男	(兼務)
主査	木村 茂弘	
主査	重岡 彰	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	理事兼環境部長	川口 浩
	環境部部長	中井 重典
	環境部次長	
	兼環境総務課長	高田 一徳
（枚方市）	環境部長	大倉 伸之
	環境総務課長	重村 篤也
（四條畷市）	都市整備部長	二神 和則
（交野市）	環境部長	奥西 隆
	環境部次長	
	兼環境総務課長	田中万亀夫

1. 出席事務職員

書記長	松村 泰則（兼務）
書記	清水 義徳
書記	小西 仁志（兼務）
書記	岡本 次男（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成30年第1回定例会会議録目次
(平成30年2月21日)

開議（午後2時）	1
出席状況の報告	1
岡沢龍一議長の開会宣言	1
北川法夫管理者の開会の挨拶	1
会議録署名議員指定（中林和江議員と森本勉議員）	1
会期の決定	1
諸般の報告	
（平成29年11月22日から平成30年2月20日までの諸会議の報告）	2
議案第1号 平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）	2
園田一博課長代理の提案理由説明	2
議案第1号採決	3
議案第2号 平成30年度北河内4市リサイクル施設組合予算	3
園田一博課長代理の提案理由説明	3
12番 藤田茉莉議員の質疑	6
1 総務費、総務管理費、一般管理費の「施設総合管理委託」について	
2 衛生費、清掃費、リサイクル施設費の「運転管理等業務委託」について	
松村泰則事務局長の答弁	7
藤田茉莉議員の再質問	7
松村泰則事務局長の答弁	8
藤田茉莉議員の再々質問	9
松村泰則事務局長の答弁	10
11番 岸田敦子議員の質疑	10
1 リサイクル施設費の「活性炭購入」について	
松村泰則事務局長の答弁	10
岸田敦子議員の再質問	11

松村泰則事務局長の答弁	1 1
岸田敦子議員の再々質問	1 2
8 番 中林和江議員の質疑	1 3
1 総務費 各種負担金、派遣職員について	
2 本施設の設置目的と事業の公開、見学等について	
3 環境調査について	
松村泰則事務局長の答弁	1 5
中林和江議員の再質問	1 5
松村泰則事務局長の答弁	1 7
中林和江議員の再々質問	1 7
松村泰則事務局長の答弁	1 8
8 番 中林和江議員の反対討論	1 8
議案第 2 号採決	1 9
一般質問	1 9
1 番 堤幸子議員の一般質問	1 9
1 再商品化合理化拠出金について	
松村泰則事務局長の答弁	1 9
堤幸子議員の再質問	2 0
松村泰則事務局長の答弁	2 1
堤幸子議員の再々質問	2 1
8 番 中林和江議員の一般質問	2 2
1 (株)エフピコの環境型の取組について	
2 施設周辺住民の生活環境と施設のスケールメリットについて	
3 プラスチックと化学物質について	
松村泰則事務局長の答弁	2 4
中林和江議員の再質問	2 5
松村泰則事務局長の答弁	2 6
中林和江議員の再々質問	2 6
北川法夫管理者のお礼の挨拶	2 7
岡沢龍一議長の開会の挨拶	2 7

閉会（午後 3 時 2 9 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名
付議事件結果一覧表

(午後 2 時00分 開会)

○議長(岡沢 龍一君) 本日は何かとご多忙な中をお集まりいただき、ありがとうございます。
ございます。

開会に先立ち、書記長から議員の出席状況を報告します。

松村書記長。

○書記長(松村 泰則君) 本日の会議のただいまの出席議員は13名でございます。

以上で報告を終わります。

○議長(岡沢 龍一君) ただいま報告しましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内4市リサイクル施設組合議会平成30年第1回定例会を開会いたします。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

北川管理者。

○管理者(北川 法夫君) 本日、平成30年第1回北河内4市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、リサイクルプラザにおきましては、平成20年2月の稼働以降、施設の安全かつ効率的な運営に努め、構成各市の一般家庭から分別収集したプラスチック容器包装類の円滑な中間処理を行ってまいりました。現在では、年間約1万1,000トンの処理を行うことができいております。今後におきましても、構成4市及び関係者の皆様と連携を図りながら、安全で安定的な施設運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本日提案させていただきます案件は、平成29年度補正予算並びに平成30年度予算の2件でございます。案件の内容につきましては、上程の際、ご説明申し上げますので、議員各位におかれましては慎重にご審議をいただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(岡沢 龍一君) 次に、本定例会の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、中林和江議員と森本勉議員の2名を指名します。

○議長(岡沢 龍一君) 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡沢 龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。

平成29年11月22日から平成30年2月20日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご了承いただきますようお願いいたします。

○議長(岡沢 龍一君) 日程第2、議案第1号 平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第2号)を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

園田課長代理。

○課長代理(園田 一博君) ただいま上程いただきました、議案第1号、平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の「平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算書」1ページをお開き願います。

平成29年度北河内4市リサイクル施設組合の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額4億9,304万8,000円の予算の範囲内において予算の更正をする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきまして、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金につきまして、1,434万4,000円減額するものでございます。これは前年度繰越金の予算計上に伴う各種負担金の精算によるものでございます。

内訳といたしましては、枚方市負担金を630万5,000円、寝屋川市負担金を422万

3,000円、四條畷市負担金を178万1,000円、交野市負担金を203万5,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、第5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金につきましては、前年度繰越金1,434万4,000円を新たに予算計上するものでございます。これは平成28年度決算余剰金を繰越金として予算措置するものでございます。参考資料の1ページに平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）の内訳書を添付しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡沢 龍一君） これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることはできません。また、質疑は議題外に及ぶことのないよう、念のためお知らせいたします。

これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（岡沢 龍一君） 日程第3、議案第2号 平成30年度北河内4市リサイクル施設組合予算を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

園田課長代理。

○課長代理（園田 一博君） ただいま上程いただきました、議案第2号、平成30年度北河内4市リサイクル施設組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ます。恐れ入りますが、別冊の平成30年度予算、予算に関する説明書の1ページをお開き願います。

平成30年度北河内4市リサイクル施設組合の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,054万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

それでは、平成30年度予算の主な内容につきまして、6ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。初めに歳出よりご説明申し上げます。18ページ、19ページをお開き願います。

第1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費は、225万7,000円でございます。主な内容といたしましては、議員13名分の議員報酬が195万円、行政視察に要する経費が14万2,000円、会議録の作製に要する経費が9万8,000円などでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

第2款 総務費、1項 総務管理費のうち、1目 一般管理費は、6,408万6,000円でございます。主な内容といたしましては、特別職の報酬など人件費が82万3,000円、リサイクルプラザ啓発物品作成に要する経費が49万2,000円、施設総合管理委託などの各種委託料が675万6,000円、派遣職員人件費など各種負担金が5,444万7,000円などでございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。

2目 公平委員会費は、4万9,000円でございます。内容といたしましては、公平委員会委員3名分の報酬2万4,000円、その他諸経費2万5,000円でございます。

2項 監査委員費、1目 監査委員費は、22万9,000円でございます。内容といたしましては、監査委員2名分の報酬20万4,000円、その他諸経費2万5,000円でございます。

次に、24ページ、25ページをご覧ください。

第3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費は、2億5,378万5,000円

でございます。主な内容といたしましては、北河内4市リサイクルプラザ地域環境保全協議会に要する経費が5万8,000円、施設稼働に要する経費が2億5,371万8,000円で、内訳は、運転消耗品費が1,995万4,000円、光熱水費が1,921万円、修繕料が1,513万4,000円、運転管理等業務委託など各種委託料が1億9,876万円などでございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。

第4款 公債費、1項 公債費のうち、1目 元金は、1億455万2,000円、組合債元金償還金でございます。2目 利子は、558万8,000円、組合債利子でございます。

第5款 予備費、1項 予備費、1目 予備費は、1,000万円でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページにお戻り願います。

第1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金は、4億3,031万3,000円、各市負担金でございます。その内訳は、枚方市負担金が1億9,410万6,000円、寝屋川市負担金が1億2,718万7,000円、四條畷市負担金が5,036万5,000円、交野市負担金が5,865万5,000円でございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

第2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 衛生使用料は、11万3,000円、自動販売機設置使用料でございます。

第3款 財産収入、1項 財産売払収入、1目 物品売払収入1万円につきましては、科目設定でございます。

第4款 諸収入、1項 組合預金利子、1目 組合預金利子は、1万円、預金に伴う利子でございます。2項 雑入、1目 雑入は、1,010万円でございます。内容といたしましては、ペットボトル有償入札抛入金収入が1,000万円、行政財産目的外使用に係る光熱費が10万円でございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻り願います。

第2表 債務負担行為についてご説明申し上げます。

北河内4市リサイクルプラザ施設総合管理委託は、平成30年度から平成33年度に限度額2,404万4,000円、北河内4市リサイクルプラザ運転管理等業務委託は、平成30年度から平成33年度に限度額7億2,529万2,000円、以上それぞれの範囲内で債務を負担するものでございます。

参考資料の2ページに、平成30年度当初予算額及び平成29年度現計予算額における各市負担金を添付しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡沢 龍一君）　これから質疑に入ります。

順次、質疑を許可します。

まず、通告に従い藤田茉里議員の質疑を許可します。

藤田茉里議員。

○12番（藤田 茉里君）　それでは質問をさせていただきます。

予算書の21ページの4番、各種委託料のところの(1)施設総合管理委託について及びまた同じ予算書の25ページの2番、施設稼働に要する経費(7)各種委託料の運転管理等業務委託についてお伺いをいたします。

まず、施設総合管理委託については、前回の質問でも委託料の増加の要因として、人件費の割合が上がっているというものがその要因としては大きいという答弁がありましたけれども、積算設計の人件費に相当する部分が、この間どれくらい上がってきているのか。また、組合側が法的根拠のある建設物価という公的な基準の中で人件費に関わる部分について、この間どのような金額設定をされてきて、またどういった変化があったのか、その変化についてのその要因は何なのかについて伺いたいと思います。

また、前回伺ったところでは、業務量の増加も委託料増加の要因の一つということで答弁がありましたけれども、プラザ稼働以降で稼働当初と比較してどんな業務が追加されてきたのか。前回の議会の中では、ネズミの駆除に関わる業務が追加された分が委託料の増加につながっているということですが、それ以外に何かあるのかどうかお伺いを併せてさせていただきたいと思います。

次に、運転管理等業務委託費の増加についてですけれども、契約処理単価の増加によるものという前回の答弁がありましたが、この処理単価にはどういった項目が盛り込まれ計算をされているのか。また、このうちの人件費の割合はどれくらいあるのかについて教えてください。

また、総合評価制限付きの一般競争入札で委託業者を決めているということですが、この総合評価の項目にはどういったものがあるのでしょうか、併せて伺いたいと思います。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 藤田議員の質問に順次お答えいたします。

まず、施設総合管理委託に係る本組合の積算設計における人件費に相当する部分は、前回平成25年度から平成27年度と今回平成28年度から平成30年度を比較すると約12%の増となっております。次に、積算に用いた建設物価の労務単価につきましては、受変電設備及びエレベーター点検作業を担う電工は、前回1万7,500円、今回1万9,600円で2,100円の増、ごみ汚水槽作業を担う特殊作業員は、前回1万6,300円、今回1万9,100円で2,800円の増、樹木剪定（せんてい）作業を担う造園工は、前回1万5,800円、今回1万8,800円で3,000円の増で、約12%から19%の増額となっております。社会情勢などを反映した上昇によるものと考えております。

次に、業務量の増加につきましては、良好で衛生的な施設管理を維持するため、平成28年度から防鼠（ぼうそ）駆除業務を追加したものでございまして、施設の稼働以降、当該業務のみが業務増となっております。

次に、本組合の積算における運転管理等業務委託の処理単価につきましては、運転操作監視業務や手選別作業等の人件費、業務管理費、技術経費等を積算し、総額を処理見込量で除して算定しており、人件費の割合は約65%でございます。

次に、総合評価制限付き一般競争入札における総合評価の項目につきましては、価格評価、業務実績等の技術評価及び地域貢献等の社会的評価でございます。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 藤田茉里議員。

○12番（藤田 茉里君） ありがとうございます。

その業務量の増加については、このネズミの駆除に関わるものを追加したのみだということ、稼働当初、平成20年からそれ以外は業務量としては変わってきていないという答弁だったと思うんですけども、ということは、この間上がってきている委託料のほぼほぼ人件費の増加によるものだということだと思います。人件費の増加を否定するわけではありませんけれども、この間の委託に至るまでの入札に関わる一般競争入札とはちょっと違う特殊な制限付きというものがある中で、その辺が公平な人件費の上昇なのかどうかというのは、いま一つ検証が必要なのかなというふうに私自身は感じているところです。

質問といたしましては、この人件費の割合について、運転管理等業務委託の人件費

の割合について65%ということでありましたけれども、これはこの10年間65%はずっと変わってきていないのかどうか教えていただきたいのと、この総合評価制限付き一般競争入札におけるということなんですけれども、この総合評価の、なぜ総合評価制限付きというものにしないといけないのかについて、またその中での評価項目で価格評価、業務実績等の技術評価及び地域貢献等の社会的評価がそういう項目にあるという答弁がありましたけれども、業務実績等の技術評価というのは一体どういうものなのか、またその地域貢献等という社会的評価とありますけれども、それがどういうものなのか、またその地域の指定などがあるのかどうかについて教えていただければと思います。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 1点目の運転管理等業務委託に係ります人件費の割合が65%であるということに対して、ずっとそうであったのかということですが、この65%というのはあくまでも、今回の平成28年度から平成30年度の割合でございます。それ以前に関しましては、今、数字を確実に申し上げることができません。

あともう1点が総合評価方式のことをお伺いだったというふうに思います。これにつきましては、業務の性質上、長期的で安定的な業務の遂行をしていく、廃棄物の処理を継続的に安定的に処理していくという業務の性質上から、総合評価の方式で実施をしておるということでございます。

次に、総合評価項目の内容に関して、社会的評価の内容でございますけれども、一つは地域貢献、二つ目に地元雇用に関する取組、三つ目に環境に配慮した取組の三項目がございます。内容としましては、地域貢献は4市地域に本店又は支店の有無、地元雇用に関する取組は、4市地域に居住している従業員の割合と、4市地域からの雇用予定者数の割合、環境に配慮した取組は事業活動での環境負荷への対応や、環境配慮の取組状況と環境マネジメントシステムの認証取得状況とし、それぞれ評価しておる内容でございます。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 藤田茉里議員。

○12番（藤田 茉里君） 一つ答えが漏れているんですけれども、業務実績等の技術評価というのはどういふのですか。これは先ほどの答弁で漏れているので。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 業務実績の内容でございますけれども、過去15年におきまして官公庁から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく、指定法人ルートによる委託業務を官公庁が設置した、又は自社所有の一般廃棄物処理施設で運転管理等を受託した実績を評価するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 藤田茉里議員。

○12番（藤田 茉里君） ありがとうございます。

その地域貢献等のところでの一つ引っ掛かるところは、やはりこの総合評価制限付きというのは、その評価の仕方によっては、今実際受けている業者が有利に働くような仕組みになりかねないということが指摘をこの間もずっとされているわけですが、その地域貢献のところ、会社の所在地がこの北河内の中にあるかどうかということが一つその評価項目に挙がっているということであれば、それ以外のところから幾ら手を挙げたとしても、そこの評価に見合わないというような評価がされれば、同じような力を持った業者であっても、なかなか対等、平等な、公平な評価が受けにくいというような状況がそこには出てきてしまうのではないかなというふうに今の答弁を聞きまして率直に感じたところであります。

最後に、この地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会の報告書というのがありまして、その中ではこの民間委託等における競争環境の維持というのは、民間委託等による効率的な行政を実現するためには、競争環境を確保することが必要であり、民間事業者が定期的に入れ替わる機会が担保されていることが重要とされていますというようなまとめがある報告書があります。安定的な運営が必要だということでは理解できなくもないですけれども、あえて制限を設けることによって、業者がその評価、一見平等な評価のように見える中でも、その業者が選ばれやすいというような状況があるのであれば、見直していく必要もあるのかなというふうに思っておりまして、この間ずっと見させていただいても、ずっとこの10年間業者が変わっていないという事実がありますので、そろそろ30年から33年までこれから同じ業者が続きますけれども、この間にその評価項目についての見直しを掛けていく必要があるのではないかなというふうに感じているところですが、組合としては、今こういう公平な状況が、この制限付きの中で担保されているという認識にあるのかどうか、見直しが必要ないというふうな認識なのか、その辺の最後、確認をさせていただければと思います。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 運転管理等業務の委託に関しましては、北河内4市リサイクル施設組合契約事務審査委員会で審議がされ、契約方法が決定をされております。公平かつ公正な入札手続を実施しておりますが、更に競争環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） これにて藤田茉莉議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い岸田議員の質疑を許可します。

岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 四條畷選出の日本共産党の岸田敦子です。通告にあるように活性炭購入、予算書で言いますと25ページですけれども、この費用について3点質問させていただきます。

前回11月でもこの活性炭の問題を質問させていただきまして、そのときに活性炭通過前後の測定で、活性炭を通す前の調査ができるのかとお伺いしたら、可能だというふうに答弁されました。可能ならば住民の要望を尊重して、活性炭通過前調査も実施すべきだと求めて、その質問と共にTVOCの高い値を低減させる必要性を認めますかということと、活性炭の取替頻度を増やすことについて見解を求めましたが、これらに対する答弁を一括して、様々な立場の人の意見を聴き、精査・検討して対応するというふうに答えられました。今回の予算案を編成する中で、これらの質問・要望について、様々な立場の人の意見を聴き、精査・検討をどの程度進めて、今回の予算案の提案に至ったか、説明を求めます。

同時に活性炭通過前の調査が可能であるならば、専門家などの意見を聴かずとも、調査を実施して、その実態を把握するのは住民の声を尊重する自治体の在り方として、また住民の福祉の増進を図るという自治体の在り方として、重要だと思いませんか。これについても答弁を求めたいと思います。

最後にTVOCの濃度を低減させる必要性を、4市組合としてどうお考えか。これに対する見解も求めます。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 岸田議員の質問に順次お答えいたします。

活性炭購入の予算計上額につきましては、昨年12月に開催した近隣28自治会の代表

者からなる地域環境保全協議会において、年2回の環境調査結果の報告と併せて調査方法等を説明したところ、これまでと同様の方法で調査を実施すべきとのご意見等を踏まえまして、従前の積算により予算計上しているものでございます。

次に、活性炭通過前の調査につきましては、敷地境界における調査結果で、全項目において基準値等を下回っており、地域環境保全協議会でもご理解をいただいていることから、改めての測定は必要ないものと考えております。

次に、TVOC濃度の低減につきましては、良好な周辺環境を保全する上で、必要があると考えております。引き続き環境調査を実施し、自主監視を行うとともに、今後においても適正な運転管理を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 今の答えでは、基準値を下回っているから十分な調査はしなくても良いというようなそういう答弁だったと思います。

私にしたら、活性炭通過前の調査ができるのに、かたくなにお断りになるその理由が理解できないです。活性炭がそのTVOCの低減効果をしっかりと果たしているのかどうか、それを確認することがなぜできないのかと思います。今のご答弁でより詳しく科学的検証をすることは必要ないと言っているに等しいと思います。

ただTVOC低減の必要性、これは認められました。より詳しく科学的検証をすれば、更なる低減が実践できる可能性がありますし、そのためにも活性炭通過前の調査というのは重要なはずで。そうした考えに発想転換すべきと考えます。

また、住民の方の中には、活性炭の効果があるのかどうかというのを疑問に思っておられて、その疑問に答えていくべきだと考えます。それらに対して見解を改めて求めます。

活性炭の通過前調査をするかしないかというのは、管理運営の問題であると思うので、管理者が決定すればいい問題だと考えます。これについての見解も求めたいと思います。

今のご答弁で、協議会には周辺28自治会が参加しているということですが、近隣自治会に入っていない自治会もあるというふうに聞いております。対象自治会が幾つで、入っていない自治会はどこか、自治会名をご回答お願いします。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 活性炭通過前の調査についてでございますけれども、

先ほども答弁させていただきましたが、施設運営につきましては、環境調査結果や調査方法等について、地域環境保全協議会での意見を踏まえ、適正に行っておるところでございますが、ご指摘をいただいております活性炭通過前の調査について、改めて協議会へ提案をさせていただき、その議論を踏まえ、対応を考えてまいりたいと思います。

次に、地域環境保全協議会の対象自治会につきましては、31自治会でありまして、そのうち加入自治会は28自治会となっております。未加入自治会は太秦ハイツ、高宮あさひ丘、太秦桜が丘の3自治会でございます。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 改めて協議会で提案していただくということ自体は否定しませんが、今申し上げたようにこの案件というのは管理運営の問題で、管理者が決定すればいい問題ではないかと思っておりますので、是非そういった点からも管理者の皆さんもよく考えていただいて、より科学的な検証を進めて、この施設を周辺住民の方が納得できるのかどうかということが検証できるように果たしていただきたい、このことは強く求めておきます。これ以上聞いても同じ答弁になると思っておりますので、改めて検討していただいて、次の議会でもまた確認をしたいと思っております。

今自治会の入っておられないところ三つ答えていただきました。施設から近い自治会の方が入っておられないというふうに聞いております。入っておられないのは、いろいろ思いがあるからだというふうに推測できます。そうした人たちの思いを酌んで運営していくためにも、是非ともより詳しい調査というのを実践していただきたいというのを改めてお願いしておきます。

これだけいろいろ申し上げるのも、この施設を建てる前に科学的な専門家の先生方を集めて、専門的に検証をしていただいた、科学的な調査も行った上で報告書を出していただいた、その専門委員会の報告書、私も当時この派遣議員でしたので私も持っております。この中で専門委員会の報告書の中では、活性炭で90%除去できるので、 $1,400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （マイクログラムパー立方メートル）になるので安心だというようなのが書かれているんです。

しかし実際は監視モニターの報告書を毎日出していただいておりますけれども、私も昨年12月1か月間見させていただいた中では、TVOCの最小値が2,600、最小値の平均を取ると3,576、最大値が2万6,080、最大値の平均1万2,107にもなるんです。

基準値21万という値に設定しておられますが、前回も言ったようにシックハウス症候群のTVOC室内暫定基準というのは、わずか400なんです。専門委員会の報告書では柳沢委員の意見書で、1,400でも極めて高濃度だという指摘がされています。やはり今お答えいただいたように、更なる低減が必要だということです。

私は今回TVOCの低減という角度で質問したので、以下のことは今回質問しませんが、現状では大量のブタンが発生していて、そうした排出ガスが太陽光で化学反応を起こして、ホルムアルデヒドや光化学スモッグを発生させるということについて、専門委員会では検討されていなかったんです。10年以上も前にこうして科学の専門家の先生方がけんけんがくがくと議論していただいた、しかしそのときに想定していなかったことが起こっているからこそ更なる科学的検証を求めているということです。

その検証をするかどうかというのは、組合の責任であって、自治会のメンバーの一部で構成されている協議会ではないはずです。行政の責任放棄とも言える姿勢は認められないということは申し上げておきたいと思います、今後は是非とも考え直していただきたい、このことを最後に申し上げて質問を終わります。

○議長（岡沢 龍一君） これにて岸田議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い中林議員の質疑を許可します。

中林議員。

○8番（中林 和江君） こんにちは、寝屋川市選出の中林和江です。よろしくお願ひします。

質問の一つ目は、総務費の各種負担金、派遣職員人件費の関連でお聞きをします。今回の予算では、再任用職員の派遣によって、人件費が減少したということですが、私が今回お聞きするのは、職員の派遣元の構成についてです。6人のうち、半数の3人が寝屋川市から派遣されています。人件費については、財源が各市の負担金からありますが、なぜ寝屋川市から3人になっているのか、その理由や経過を分かりやすくご説明ください。

二つ目に、総務費の一般消耗品に関連してお聞きします。本施設の事業目的などの情報発信や施設見学などについてです。本施設は容器包装リサイクル法に基づく施設です。この間、経済は大量生産・大量消費によって発展しましたが、その一方で廃棄物は増え続け、これらがもたらす環境への影響は大きな社会問題となっています。

容器包装リサイクル法は、増え続ける容器包装廃棄物の減量化と再資源化を促進するために制定され、平成12年4月から施行されました。容器包装リサイクル法の特色は、消費者、市町村、製造者等の事業者の三者の役割分担を決めていることであり、資源を有効活用して、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。3Rとは、リデュース・廃棄物の発生抑制、リユース・再使用、リサイクル・再生利用の3つであり、循環型社会を形成するためのキーワードであります。

しかし、容器包装リサイクル法の施行で、ペットボトルは増え続け、再使用の可能なリターナブル容器の使用量は減少が続いています。本施設が容器包装リサイクル法に基づいて実施されている施設であれば、容器包装廃棄物の発生抑制、リターナブル容器の推進など、循環型社会形成推進基本法の趣旨を最優先課題として、本施設から積極的に発信されるべきだと考えます。本施設から発信されている情報や、見学者への説明などで、昨年と違ったことをされようとしているのかお聞きします。

質問の三つ目は、環境調査の方法について、ホルムアルデヒドの測定方法についてです。この間の議事録を見ていますと、施設周辺の住民の団体である「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」の皆さんからの要望に基づき、本組合議会においては繰り返し調査方法の見直しを求める質問が行われています。

ホルムアルデヒドは、シックハウスの主な原因となる有害物質です。住民の方々の健康被害の症状である目が痛い、喉がいがらい、せきがよく出る、湿しんが出る、体がだるいなどの皮膚粘膜症状、神経症状は、シックハウスの症状に似ていると医師から診断されているものです。したがって健康被害を訴える住民の皆さんや関係者の皆さんはホルムアルデヒドが健康被害の原因物質の一つではないかとの疑問を持っておられます。

また、公害等調整委員会が、廃プラ工場周辺の住宅地である太秦、高宮あさひ丘、寝屋の3か所で6日間実施した化学物質と気象調査の結果のうち、ホルムアルデヒドについては測定値に疑問があるとして調査結果が公表されませんでした。

このような経過もあり、健康被害を訴える周辺住民の皆さんは、ホルムアルデヒドの調査をきちんとしてほしいと要望してこられました。具体的には環境基準である30分平均値で測定してほしいということです。現在ホルムアルデヒドの調査は、チャンバー室と敷地境界で年2回、24時間平均値で5日間測定しています。事務局は、現行の調査方法で基準値以内なので、考えていないと答弁されています。

そこでお聞きします。もし、30分単位で調査を行うとしたら、どれくらいの費用が

必要でしょうか、お聞きします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 中林議員の質問に順次お答えいたします。

まず、派遣職員の構成についてですが、本組合設立当時、構成4市で議論された結果、寝屋川市4名、枚方市・交野市それぞれ1名、計6名で発足し、平成24年度に再議論された結果、現在の寝屋川市3名、枚方市・交野市・四條畷市それぞれ1名、計6名となっております。

次に、本施設からの情報発信や市民の見学等につきましては、これまでも施設運営状況を「協議会だより」やホームページに掲載を行っており、また施設見学を通じて、分別排出の徹底を始め、3Rの取組の重要性を説明し、リサイクル意識の向上となるよう実施しております。今後も、積極的な啓発に努めてまいります。

次に、ホルムアルデヒドの測定につきましては、環境省の有害大気汚染物質測定方法マニュアルに基づき、24時間平均値による測定を実施していることから、30分単位での測定費用については、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） ご答弁いただきましたけれども、質問をします。

まず、職員の派遣元市の構成についてですけれども、本組合設立当時、構成4市で議論された結果、6人中4人が寝屋川市だったということでした。議論の中で寝屋川市が4人になった理由が答弁になかったのでそこをお聞かせください。

また、組合議会議員からの指摘があって、平成25年度からそれまで職員を派遣していなかった四條畷市さんから派遣されるようにもなりました。ただ現在も6人中寝屋川市からの派遣が半数の3人であることについては、各構成市の容器包装の持込み量とか、人口規模などによる応分の負担という考え方も一方であると思いますので、4市における派遣職員についての取決めが現在どのようになっているのかお聞きします。

次に、ホルムアルデヒドの測定についてです。ご答弁ではホルムアルデヒドの測定については、環境省の有害大気汚染物質測定方法マニュアルに基づいて24時間平均値で測定をしているということでした。この環境省の測定方法マニュアルは、有害

大気汚染物質の測定方法をマニュアル化したものでありまして、ホルムアルデヒドの環境基準については明記されていないものです。ホルムアルデヒドは毒性が強いために環境基準を24時間平均ではなくて、30分という短い期間で判断することになっているものです。屋外の測定においては、基準値は決まっておりません。けれども30分平均値で判断するべきだということで、厚生労働省とか、世界保健機構で確認をされているものです。このことについては再度確認をしていただくようお願いをしておきます。

私が強調したいのは、ホルムアルデヒドに対する住民の皆さんのたまりにたまった大きな疑問です。24時間平均値は環境基準でないということもその理由の一つなんですけれども、健康被害の症状が、ホルムアルデヒドが原因のシックハウスの症状に本当にそっくりだということが、医師の診断等でもはっきりしていますし、先ほど言いましたように公調委がホルムアルデヒドの調査結果を機械の故障とかいうことで、数値を公表しなかったこともこの中に疑問として残っていることもあります。ですから住民の皆さんのホルムアルデヒドへの疑問がずっとあることも、この間も感じてまいりました。

測定費用についてインターネットなどで調べますと、一個体、これは30分の個体ですね、これが2万円というようなこともありますし、簡易測定器は14万ぐらいで、30分単位のホルムアルデヒドを測れる機器も販売をされているんです。私は取りあえず30分単位で測定してみることができるわけですから、これは可能じゃないかと思っています。何年もホルムアルデヒドの濃度について疑問に思ってきた周辺住民の皆さんの要望や疑問に答えていく、この選択肢はないのか、再度お聞きをします。

次に、本施設からの情報発信とか施設見学などについてなんですけれども、これは環境に負荷の少ない循環型社会を目指す施設です。しかし、容器包装リサイクル法では市町村が分別収集から始まって、選別、圧縮こん包、そして保管も行うことに対しまして、製造者の事業者というのは再商品化のみの負担になっているのがこの制度なんです。そのために製造者である事業者がごみ減量に積極的に取り組むインセンティブが働きにくいということから、環境への負荷が低いリターナブル容器の使用量が減っているということにも現れていると思います。ですから発生抑制、再使用というこの循環型社会形成推進基本法の趣旨が、十分今の法律では機能していないと私は思います。このことは国の容器包装リサイクル法そのものにしっかり盛り込んでいく、こんなことが必要だと思いますので、是非自治体の負担がこの間増

えていくと思います、ますます。ですから地方からこの声もしっかり挙げていただきたいとお願いをしておきます。

2回目以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 派遣職員の件についてでございますが、発足当時、派遣職員に限らず様々な議論の中で決められたものでございます。平成24年度の再議論は構成各市から1名は派遣すべきとのご指摘を踏まえ、協議を行い、現在の状況となっております。

次に、30分単位での測定の件でございますが、環境省のマニュアルに沿って現在測定をしておりますが、室内における30分単位の測定についても、地域環境保全協議会でご意見をお聞きしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） 今のご答弁では4市で協議をされて、決めてこられたということは分かるんですけども、じゃあなぜ6人中4人が寝屋川市だったのか、そして今もなお6人中3人が寝屋川市から派遣しているのか、その根拠を私たちがそうだなって、寝屋川市から3人しているのはこういう理由だなということが少し見えませんので、これは市民に分かりやすいように整理をしていただいて、ご答弁いただくことをお願いしておきます。

それからホルムアルデヒドの測定ですけども、健康被害を訴える皆さんの強い疑問がずっとありますので、是非とも、方法は今私も何例か示しましたので、費用もそんなにたくさん掛からないと思いますので、是非とも何らかの方法で、この住民の皆さんの声に応えて、30分測定を行っていただくことをお願いしたいと思います。

その答弁でこの測定方法についても、地域環境保全協議会のご意見をいただくというふうに言っていただきましたけれども、廃プラの処理の健康被害って、私も関わっているんですけども、全員出るわけじゃないです。住民が100人いたら100人出るわけじゃなくて、出る方は限られているんですけども、発症される方がおられるということです。ですから、是非とも健康被害を訴えられている方々の声を是非聴いてほしいと思います。

先ほど岸田議員への答弁で3自治会がこの地域環境保全協議会に入っていないというふうにおっしゃったので、最後の質問でなぜ3自治会が入っていないのか、その

理由をお示しいただいて質問を終わります。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 31自治会のうち28自治会が現在委員を選出していただいておりますが、私どもとしましては、この協議会を設立した当時から全ての31自治会に対して協議会への参画や、メンバーになっていただくことについて呼び掛けてきております。以降だんだんと増えてきているという状況でございます。現在では31自治会のうち28自治会になっているという経緯でございます。加えて未加入の3自治会についても、毎年協議会の趣旨目的を明記した文書を送付させていただいて、呼び掛け、参画についてお願いをしておりますが、参画の意志を示されていないというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） これにて中林議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

中林議員。

○8番（中林 和江君） 2018年度北河内4市リサイクル施設組合予算に反対の立場で討論します。

まず初めに、施設稼働から10年を迎えていますが、この間施設周辺の住民の皆さんから健康被害の訴えがあるにもかかわらず、来年度の予算が継続して提案されていることについて問題があると考えています。

次に、環境調査においては、2017年度から指名競争入札に改善されたことについては評価しますが、施設周辺の自治会や、住民である「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」の皆さんが要望されてこられた活性炭の効果を確認するための活性炭通過前調査の実施や、ホルムアルデヒドの30分間単位の調査については検討されていないなどの問題があることを指摘します。

更に寝屋川市におきましては、材料リサイクルに適さないその他プラの処理については、現行の材料リサイクルを発電につながるサーマルリサイクルに切り替えることを願う市民の割合が6割を超えており、廃プラ処理の見直しを求める立場からも

反対といたします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡沢 龍一君）

これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（岡沢 龍一君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（岡沢 龍一君） 日程第4、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申合せがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためお知らせいたします。

ただいまから順次質問を許可します。

まず、堤議員の質問を許可します。

堤議員。

○1番（堤 幸子君） 枚方市の堤でございます。よろしくお願いいたします。私のほうからは、再商品化合理化拠出金についての質問をさせていただきます。

先日平成29年度処理費用の落札単価のほとんどが想定単価を上回ったために、合理化拠出金の原資が発生しない、またそのために平成30年度の歳入は見込めないという報告がありました。平成28年度は約4,500万円あったものがゼロになるということです。想定単価は、3年に一度更新されるということですが、実績値の平均で算定されていくということです。3年前と今回の想定単価との差額をまず最初に伺います。また、想定量についてはどのように算定されているかお伺いすると同時に、想定量についても昨年度との差をお伺いします。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 堤議員の質問にお答えいたします。

再商品化合理化拠出金の想定単価につきましては、5種類の再商品化手法別に1トン当たりの額が算定されております。まず、材料リサイクルのトレイは、前回、平

成26年度から平成28年度が10万9,875円、今回、平成29年度から平成31年度が4万417円で6万9,458円の減、次に材料リサイクルのトレイ以外は、前回6万5,313円、今回5万4,191円で1万1,122円の減、次に高炉還元剤化は、前回3万1,679円、今回3万6,579円で4,900円の増、次にコークス炉化学原料化は、前回4万1,873円、今回4万3,243円で1,370円の増、次に合成ガス化は、前回3万1,299円、今回3万7,149円で5,850円の増となっております。

次に、想定量につきましては、各市町村等と容器包装リサイクル協会との当該年度の契約量でございます、5種類の再商品化手法別に算定されております。

まず、材料リサイクルのトレイは、前年度平成28年度が502.877t、今年度平成29年度が464.913tで37.964tの減、次に材料リサイクルのトレイ以外は、前年度33万5,830.49t、今年度33万2,781.16tで3,049.33tの減、次に高炉還元剤化は、前年度3万6,015.87t、今年度3万6,004.07tで11.8tの減、次にコークス炉化学原料化は、前年度21万4,587.24t、今年度21万4,603.02tで15.78tの増、次に合成ガス化は、前年度7万5,352.37t、今年度7万6,276.38tで924.01tの増となっております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 堤議員。

○1番（堤 幸子君） ありがとうございます。聞いているだけだとなかなか分かりにくいんですけども、トレイとトレイ以外の分は実質値の3年平均で算定されますので、想定単価がこれも前回よりトレイとトレイ以外の分は減っていると。加えて想定量もこの二つについては前年度より減っているということで、これはどんどん減っていく仕組みになっていまして、平成30年以降も見込みは、抛出金の見込みがないというふうに考えられます。この抛出金というのは4市で案分して、各市の収入となっている分です。この収入となっていまして、この間補正予算等でも挙がってくる分だと思いますが、日本容器包装リサイクル協会のホームページには、制度の運用にはこうした市民の皆さんの協力が必要で、合理化抛出金を市町村にお支払いする際には「きれい」とか「少ない」が大切で、「きれい」のために汚れは水で洗い流す、異物は混ぜない。「少ない」のために詰めかえ可能な商品を選択する。容器包装の使用が少ない商品を選ぶなど市民の協力を促しています。合理化抛出金を算定する際にきれいとか、品質とか、低減額に応じた配分をされているためにこうしたことの協力を市民に求めているということになっています。合理化抛出金のためにリサイクルを行っているということではないとしても、今こうした協力

をお願いしてきた以上は、今回からほぼほぼ歳入の見込みがないとすれば、市民への説明が必要になると思いますけれども、今後の対応についてお伺いします。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 再商品合理化拠出金につきましては、市民の協力をいただき、市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上に対するインセンティブとしての意義を果たしてきましたが、平成29年度分については、拠出金の原資が発生しない見込みとなっております。現在、国において、市町村への配分方法等、拠出金の在り方について検討されており、今後その動向を注視する中で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 堤議員。

○1番（堤 幸子君） 今後、国で今検討しているので、それを注視しながらどういうふうに市民に説明していくのかを検討することだと思うんですけども、この拠出金については、日本容器包装リサイクル協会が市町村へ支払う総額を配分するときに、この品質と低減額というのに応じた配分をしていますので、品質による配分がある以上、市民に品質向上のためにいろいろマヨネーズの容器だったら洗って出してくださいとか、そういうふうをお願いしていた一面があります。今後もこの拠出金の原資が発生しないということになれば、その辺が必要ないということではないですけども、方向が変わっていくということも市民への説明が必要になると思っていますので、よろしく願いいたします。

ご答弁では国で拠出金の在り方について検討されているということですので、この点についてもはっきりとした時点でご報告をいただきたいと思います。

容器包装リサイクルの法の施行から10年が過ぎましたけれども、リサイクルの量は増えても生産量の増加がそれを大幅に上回っていて、結局ごみが増えているのが現状です。先ほどの予算も自治体が、この4市の自治体で4億3,000万円を負担していることとなります。こうした税負担で容器包装をしている以上は、市民の減量意識は高くなっていても肝心の事業者のごみ減量への意識が低くなってしまった以前から指摘をされています。拠出金の原資がなくなったということは、事業者から市町村に渡す分がなくなってしまったということで、ますます事業者の負担が減ったことにもなります。

先日視察に行った株式会社エフピコさんでは、トレイを作っている会社であるから

リサイクルを自社で積極的にされていました。これが本当の循環型社会の在り方だと感じました。包装の物を見直すことが必要で、この点は自治体から国への意見を是非挙げていただきたいと思えますし、今4市で行っているリサイクルの方法についても、こうしたことと併せて検討するべきだと申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） これにて堤議員の一般質問を終結します。

次に、中林議員の一般質問を許可します。

中林議員。

○8番（中林 和江君） 寝屋川の中林です。通告に従い質問させていただきます。

一つ目に、株式会社エフピコの環境型の取組についてです。先日、本組合議会で、本施設からペットボトルを搬入している岐阜県の株式会社エフピコを視察しました。

エフピコは食品トレーの生産、販売会社です。30年も前に、自社の製品である食品トレーが使用後大量のごみとなることを予想し、そのごみを減らすため使用後のトレーを回収して、同じ製品に再商品化することでごみにせずに材料として循環させ、ごみを減らすことにつながっているということでありました。更にその循環型の取組を、食品業界や消費者に理解・協力してもらうために、エフピコ方式のリサイクルを積極的に発信しておられました。その発信の機会として、工場見学に力点を置くなどの環境型の取組を見せていただくことができました。この視察で業界や消費者など社会全体の理解を得ることを重要視している会社だという印象を強く持たせていただきました。

そういう点では、同じく本施設から容器包装を搬入しているイコール社については、ホームページで職場体験などの見学者の受入れも可能とされていると聞きますが、実際はどのようになっているのでしょうか、状況をお聞かせください。

二つ目に、施設周辺の住民の皆さんの生活環境と4市のスケールメリットについて。第1は住民皆さんの生活環境についてです。裁判や公調委の裁定では、健康被害の犯人である化学物質は判明しませんでした。現に多くの住民の方が健康被害を訴えられ、引っ越しを余儀なくされた方々もおられます。そもそも本施設の設置については、環境への影響を心配する周辺住民の皆さんから要望が出されて、専門委員会が持たれました。専門委員会の委員で環境経済学が専門の植田和弘京都大学教授は、最終意見書で以下のように述べておられます。

施設の建設や立地については、施設建設の環境影響評価と費用対効果、特に立地予

定地である寝屋川市民にとっての環境影響と費用対効果も含めて、代替案の比較検討が不可欠であると思われるが、本委員会においては、費用対効果及び代替案比較に関する議論はされなかった。また、公共事業として行われる本施設の使命が生体及び環境影響を最も最小限にすることにあるならば、本施設がそういう施設であることが証明されなければならないが、議論されなかったとまとめておられます。

広域施設で廃プラの処理を行っていることについて、事務局は「広域で行うことによって、収集、運搬の効率化を図ることが可能となる」や「構成4市がスケールメリット等をいかし、共同で着実に進めていく考えである」と答弁されています。

広域で行うスケールメリットについては、平成14年3月の（仮称）北河内広域リサイクル共同処理事業に係る基本構想で、各市が独自に3階建ての中間処理施設を新たに建設する場合の施設整備事業費や選別、運転処理を各市が独自で行った場合と、広域施設で行った場合の維持管理費の比較などが示され、4市が独自で行うよりも広域1か所で行った方が、15年間で比較すると当時の守口市を含めた5市全体で、年間2億6,240万円費用が削減できるとされています。しかし植田教授の意見書にありますように、スケールメリットはあくまで費用面での問題であり、施設周辺の環境問題、住民の健康被害までのデメリットについては、議論されていないものであります。

稼働から10年経過した中で、このことについて今どのようにお考えか、お聞きをします。

第2に、納得できない住民の皆さんの疑問についてです。

現在枚方市さんは、京田辺市と共同でごみ処理施設を建設しています。また、四條畷市さんと交野市さんにおいても共同で新しいごみ処理施設を建設しています。11月議会の私の質問で紹介しましたように、住民団体の皆さんが構成4市に宛てた要望書で、「そもそも大阪府も環境省も廃プラ処理だけでなく、ごみ処理全般にわたる広域的な連携が必要だとの趣旨を述べた上で地域計画ができたのに、廃プラ以外のごみ処理については、広域処理の計画が全くないのはおかしいのではないか」「なぜ、廃プラ処理だけが寝屋川に設置され続けているのか」との住民皆さんからの疑問があります。この率直な疑問に対しての見解をお聞きします。

三つ目に廃プラと化学物質についてであります。3月7日から8日、東京で新たな規制と課題への対応と題して、フタル酸エステル類を中心とした規制動向と実務対応と、世界の化学物質法規制についてのセミナーが開かれる予定です。セミナーの

ポイントとして紹介されているのは、可塑剤として数々のプラスチック製品に使用されているフタル酸エステル類は人への有害性の懸念から、国内外において含有制限等の様々な規制を受けています。2019年7月から、EUで流通する電気電子製品でフタル酸エステル4物質の使用がRoHS指令、これは電子電気機器における特融有害物質の使用制限についての欧州連合における指令ですけれども、この指令で規制されることになっています。フタル酸エステル類は、意図的でない、いわゆる化学物質の合成過程による汚染や間違ったり、見逃したりする誤検出が起こりやすい成分のため、より精度の高い分析・評価が必要となります。本セミナーでは、国内外のフタル酸エステル類に関する規制動向を中心に、新たに規制されるポリカーボネート樹脂の原料でもあるビスフェノールAなどについても解説し、規制に伴う様々な課題とその対応法・考え方について講義しますと紹介されています。

そこで伺いますが、本組合施設で扱うその他プラには、規制されようとしているフタル酸エステル類やビスフェノールAが含まれています。化学物質が人体や環境、生態系に与える影響が懸念され、規制が始まっております。今後も化学物質の新たな影響が、判明してくる可能性が十分にあります。このような有害化学物質を含んでいる容器包装の処理については、取り分け雑多なその他プラを混合しての材料リサイクルについては、処理方法の見直しが必要かと考えます。この点で見解をお聞きします。

以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 理事者から答弁を求めます。

松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 中林議員の質問に順次お答えいたします。

まず、株式会社リサイクル・アンド・イコールの見学者の受入れにつきましては、事業者独自の取組内容までは把握しておりません。

次に、施設周辺の環境につきましては、平成16年11月に取りまとめた（仮称）北河内4市リサイクルプラザ設置に係る生活環境影響調査報告書において、大気汚染、騒音、振動及び悪臭の4項目の影響を予測分析の結果、いずれも環境保全目標を満足すると分析しております。

次に、廃プラ以外の広域処理につきましては、平成14年3月策定の（仮称）北河内広域リサイクル共同処理事業に係る基本構想において、廃プラの共同処理をごみ処理施設等の適正配置推進の先駆的取組としたもので、その後、4市2組合で検討し

た結果を平成20年6月に環境省へ報告しており、その報告の中で、広域共同化によって立地選定の困難さが増大することが想定できるとしております。

次に、廃プラの処理方法につきましては、構成4市で合意された事業を着実に進めて行くことが本組合としての責務であると考えており、現在、構成4市で処理方法を含めたごみ処理の在り方について協議が進められており、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） 今のご答弁ではイコール社のことについては把握していないとのことでした。エフピコもイコール社も本組合とは直接の契約ではなく、容器リサイクル協会の入札によって廃プラやペットの再商品化をしている事業者です。イコール社の再商品パレットがどのようにして作られているのか、どんな環境をよくするために頑張っておられるのかなどについて、例えば施設見学では構成4市の市民や市民団体の皆さんとか、また私たち4市リサイクル組合議会議員の視察などが可能なかどうか、この辺も調べていただくことができないでしょうか、お聞きをします。

次に、本施設の設置と、施設周辺への環境負荷とスケールメリットについてなんですけれども、今ご答弁いただいた2004年の生活環境影響調査、いわゆる環境アセスメントとは別に、先ほど紹介しました専門委員会を設置して、環境影響を調査して、2005年に各専門委員が意見を述べているわけです。先ほど紹介しました植田教授は他にもこうも述べておられます。

本施設の建設及び提案が周辺環境にほとんど影響を与えないという判断を下せる科学的知見と合理的根拠を見いだすことはできない。仮に、本施設からの排気中に残存する有害物質をある程度減らせるとしても、それは周辺環境や、生体への影響を与えないという判断の根拠にはならない。なぜなら依然としてかなりの量の有害物質が排出されると考えられることに加えて、影響の大きさを決定するのは予定地における現況の環境状態の下で、それに追加的に負荷される排出量の大きさだからであると述べています。

ここが先ほど答弁された新たな影響について評価するという環境影響評価とは違う点だというふうに申し上げておきます。ですから、効率性を根拠にした広域化のスケールメリットによって、4市全体の廃プラがこの1か所に集中して集められて、

その道路向かいには民間の再商品化施設が立地するという、こういう中で本施設周辺の住民の皆さんの健康被害が出ているわけですから、スケールメリットだけでとか環境アセスメントだけでこの問題を棚上げにすることは、私はできないということをお願いしておきます。

次に、広域化のスケールメリットを根拠としながら、廃プラ処理だけが広域になったことについてなんですけれども、ご答弁では廃プラ処理以外の広域処理については、その後構成4市で検討されたというふうに、ただ立地選定等の面で無理だったということでしたけれども、そう簡単に四つの市のごみ処理施設が迷惑施設とも言われる施設ですから、広域化が決まるというようなことは非常に私は難しいと思います。したがって余計に本施設の広域化がいびつであったというふうに思わざるを得ません。

本施設周辺の住民の皆さんの疑問は、枚方市さんも四條畷市さんも交野市さんも新しい施設を建設している中で、健康被害を生み出したこの施設だけが、この地でいつまでも処理していることに対する大きな疑問であります。この住民の皆さんの疑問は、廃プラ処理の方法を見直して、環境と健康被害を解消しない限りずっと続くということをお願いしておきます。

2回目以上です。

○議長（岡沢 龍一君） 松村事務局長。

○事務局長（松村 泰則君） 株式会社リサイクル・アンド・イコールでは、出張訪問講座があり、内容までは把握はしておりませんが、ホームページで地元小学校や自治会に対し実施されており、随時受け付けをされておりますので、希望される方々が容易に申込みできると考えております。

以上でございます。

○議長（岡沢 龍一君） 中林議員。

○8番（中林 和江君） ご意見を申し上げます。

まず、イコール社の市民の施設見学とか、市議会の現場視察を私はお聞きしたんですけれども、出張訪問講座がホームページに掲載されていますけれども、現場を見ることができ、その現場で確かめることができるということができるとか、これは調査をお願いしたいと思います。

それから最後ですけど、廃プラと化学物質の問題についてです。私たちの周りにある便利な廃プラは、多種多様な化学物質を含んでいるわけですから、プラスチックを柔

らかくするために使われている先ほどのフタル酸エステル類などは、これは男の子の生殖器官の発達に影響を与える可能性があるなどの新たな懸念も生まれているところであります。分からない間に化学物質同士が絡んで、新たな有害物質を作っている可能が今指摘をされています。安全性を最優先にして、それから効率性の面からも考えて、単一素材のペットボトルなど以外の材料リサイクルに適さない雑多なその他プラは、これは今のやり方でなく、熱発電のリサイクルで生き返ることを強くお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（岡沢 龍一君） これにて中林議員の一般質問を終結します。

以上をもって、一般質問を終結します。

以上をもって、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

北川管理者。

○管理者（北川 法夫君） 平成30年第1回北河内4市リサイクル施設組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。本日、ご提案申し上げました2件の案件につきましては、いずれもご可決を賜り厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後とも議員各位におかれましては、北河内4市リサイクル施設組合の事業推進のため、一層のご指導、ごべんたつを賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

間もなく3月となりますが、まだまだ寒い日が続いております。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をされるとともに、今後ますますのご活躍とご健勝、ご多幸を心からお祈りを申し上げますと同時に、閉会に当たりましての御礼のご挨拶をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（岡沢 龍一君） それでは閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに、無事平成30年第1回定例会の全ての日程を終えることができました。議員の皆さん及び全ての関係者の皆さんのご協力に、心から感謝申し上げます。今後も管理者を始めとして理事者の皆様におかれましては、引き続き適正、かつ円滑な事業の推進に一層のご努力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

暦の上では春とはいえ、寒い日が続いております。ご健康には十分ご留意をいただき、今後ますますご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。誠に簡単で

ございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、北河内4市リサイクル施設組合議会平成30年第1回定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(午後3時29分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 岡 沢 龍 一

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 中 林 和 江

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 森 本 勉

平成30年2月21日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成30年第1回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成30年2月21日	決 定	会期1日間
議 案 第 1 号	平成29年度北河内4市リサイクル施設組合補正 予算(第2号)	平成30年2月21日	原案可決	
議 案 第 2 号	平成30年度北河内4市リサイクル施設組合予算	平成30年2月21日	原案可決	
—	一般質問	平成30年2月21日	許 可	堤 幸子 中林 和江